

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月
独立行政法人産業技術総合研究所

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、20 年度以降の契約について随時一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18 年度限りのものを含む。)				(1.0%)	(0.3%)
				44	1
一般競争入札等	競争入札			(76.1%)	(36.4%)
				3404	106
	公募			(0%)	(0%)
		0	0	505	84
	企画競争	(3.2%)	(11.2%)	(2.5%)	(8.3%)
		141	32	113	24
随意契約		(96.8%)	(88.8%)	(9.2%)	(26.0%)
		4335	259	410	76
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		4476	291	4476	291

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(2.2%)	(0.1%)
				3	0
一般競争入札等	競争入札			(29.9%)	(3.5%)
				41	1
	公募	(0%)	(0%)	(18.2%)	(44.7%)
	0	0	25	16	
	企画競争	(46.0%)	(50.9%)	(43.1%)	(49.9%)
	63	19	59	18	
随意契約		(54.0%)	(49.1%)	(6.6%)	(1.9%)
		74	18	9	1
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		137	37	137	37

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0.9%)	(0.4%)
				41	1
一般競争入札等	競争入札			(77.5%)	(41.1%)
				3363	105
	公募	(0%)	(0%)	(11.1%)	(26.7%)
	0	0	480	68	
	企画競争	(1.8%)	(5.4%)	(1.2%)	(2.3%)
	78	14	54	6	
随意契約		(98.2%)	(94.6%)	(9.2%)	(29.5%)
		4261	241	401	75
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		4339	255	4339	255

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・工事又は製造について、「予定価格が500万円を超えないものから、「予定価格が250万円を超えないもの」に変更。
- ・財産の買い入れについて、「予定価格が500万円を超えないもの」から、「予定価格が160万円を超えないもの」に変更。
- ・物件借り入れについて、「予定価格が500万円を超えないものから、「予定価格が80万円を超えないもの」に変更。
- ・財産の売り払いについて、「予定価格が150万円を超えないもの」から、「予定価格が50万円を超えないもの」に変更。
- ・物件の貸し付けについて、「予定価格が200万円を超えないもの」から、「予定価格が30万円を超えないもの」に変更。
- ・その他役務について、「予定価格が500万円を超えないもの」から、「予定価格が100万円を超えないもの」に変更。

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

- ・工事又は製造について、「500万円を超えるもの」から、「250万円を超えるもの」に変更。
- ・財産の買い入れについて、「500万円を超えるもの」から、「160万円を超えるもの」に変更。
- ・物件の借り入れについて、「500万円を超えるもの」から、「80万円を超えるもの」に変更。
- ・その他役務について、「500万円を超えるもの」から、「100万円を超えるもの」に変更。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
平成19年12月までに、以下の措置を講じ、平成20年4月以降、順次実施し、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、平成20年度契約から随時一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大等

情報システムに加え、調査業務、広報事業等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式のガイドラインを策定する。

総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成

一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や各種入札手順を具体的に示す。

(平成19年12月を目途に作成予定)

ただし、総合評価方式による一般競争入札に移行するための準備を要するなど、直ちに移行することが困難な場合、企画競争を導入する。

(2) 複数年度契約の拡大

複数年度にわたる契約を行うことにより、随意契約を解消できるもので、運営費交付金において複数年の予算が確保された事業については一般競争入札に移行する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の導入等について検討を行う。